

知的財産権の利用・知財戦略という考え方

知的財産権の力：禁止権 差し止め請求権，損害賠償請求権

考えるべきことは，産業を活発化するための権利行使，これを知的財産戦略という

1 フリー討論 こんな相談を受けたなら？



『札幌ドーム外観の写真、販売中止に 業者側は反発』(北海道新聞より)

札幌の写真撮影会社が札幌ドーム(札幌市豊平区)の外観を撮影し、カードやはがきにして販売したところ、ドーム側から「著作権を侵害する」とクレームが付き、事実上、販売中止に追い込まれたとの報道があった。会社側は「旧道庁や時計台の外観写真の利用は自由なのに、納得できない」とし、撮影についてルールづくりを求めてゆく構えだ。

この会社が2001年9月、ドームを上空から撮影した写真を、卸売業者がはがきや立体3Dカードに加工、豊平区内のスーパー内で販売した。

9月末にドーム側から「相談なしに売るのはいかがか」と指摘があり、卸業者は、その日の

うちに回収。納得いかない同社はドームと話し合ったが、物別れに終わった。

同社は「公共施設とも言えるドームの外観がなぜ著作権保護の対象となるのか。もし、著作権を主張するなら、写真撮影の対象範囲や著作権利用料についてきちんとした基準を設けるべきだ」と話す。

これに対し、ドーム側は「細かい規定がないのは事実。ただ、市と設計者にはドームに建築物としての著作権があると認識しており、勝手に商業利用するのは問題。遠景ならともかく、ドームが中心になっており看過できない」(札幌ドーム総務部長)と譲らない。

外観の写真撮影について、許可や使用料を取り決めている施設もあるが、東京ディズニーランドなど民間が大半。札幌ドームと同様に第三セクターが運営する大阪ドームは、「準公共施設なので著作権はない」と外観の写真撮影や販売について規制していない。

日本弁護士連合会知的所有権委員会の寒河江孝允委員長(東京)は「建物の著作権については判例も少なく、見解が分かれるところ。大阪万博の太陽の塔のように高度な美術的価値がある場合は著作権の対象になるが、札幌ドームがそれに該当するか一概に言えない。営業目的で写真を利用した場合の互いの利害を明らかにして、当事者同士で解決するのが現実的ではないか」と話している。
(北海道新聞 2001年12月28日朝刊)

(1) 建築の著作物の複製と言えるか

- (2) 専ら札幌ドームの写真をドームとは無関係の者が営利目的で絵はがきにしてもよいか(フリーライド)
- (3) 最も良い解決方法は?

2 立法戦略 (国際用尽の例外)

我が国内制作のCDについて, 譲渡権の国際消尽を部分的に廃止した立法政策として, 著作権法 § 113 (cf § 26 の 2 iv)

結果として内国民に高いCDを買わせることとなることを可とする立法事実は存在したか?

(注) 国際用尽の例外 (§ 113 V)

国内において頒布することを目的とする商業用レコードと同一商業用レコードであって, 専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードを事情を知らずながら国内頒布の目的で輸入, 頒布, 所持すること。

権利者の利益
 $P_j \times X_j + P_f \times X_f$ (国際用尽しない)
 $P \times X_j + P_f \times X_f$ (国際用尽する)
 $(P_j - P) \times X_j$ の損失